

平成 26 年 6 月 24 日

関係各位

株式会社 辰巳菱機

お知らせ

弊社は、株式会社アステックスに対し、東京地方裁判所に、弊社所有の次の特許権(以下、「本件特許権」または「本件特許発明」)をアステックス社の製造販売になる負荷抵抗器が抵触しているとして、平成 25 年 11 月 18 日に提訴いたしました(東京地裁平成 25 年(仮)第 30375 号事件)(以下、「本訴」)。

＜本件特許権の表示＞

特許第 371887 号

発明の名称「発電機通電試験用簡易型負荷抵抗器」

平成 26 年 6 月 23 日の期日で、裁判所より本訴の見解を示されましたのでお知らせいたします。

裁判所が弊社の主張を認めたことにより、アステックス社製品は、本件特許発明を侵害したことを見逃さず示されました。

また、本件特許権には、アステックス社が主張するような無効原因がないとされました。今後、本訴ではアステックス社の侵害行為によって弊社のこうむった損害額の主張・立証に進みます。

以上のとおりですので、各位におかれましては、本件特許権侵害の製品の使用を控えられるよう申し上げます。

特許侵害品の使用は、やはり特許侵害となり、使用停止、損害賠償請求の対象となります。